

第1回丹波市子ども・子育て会議次第

令和8年7月23日（木）午後2時30分～
健康センターミルネ 2階 会議室1・2

1 開会

2 委嘱書交付

3 あいさつ

子ども・子育て会議 会長 石野 秀明

4 委員紹介、事務局紹介

5 議事

(1) 丹波市こども計画の実績と進捗について

①令和7年度実績評価について 《資料1》

②研究・検討事業の進捗および事業の変更について 《資料2》

③量の見込みと確保方策について 《資料3》

④こども計画における活動指標について 《資料4》

(2) 保育提供体制の確保のための実施計画について 《資料5》

6 その他

・丹波市こども・若者の意見聴取に関するガイドラインについて

《資料6》

・乳児等通園支援事業の認可に伴う意見聴取について

7 次回会議日程

令和9年2月開催 予定

8 閉会

丹波市子ども・子育て会議委員

任期

自：令和7年7月29日
至：令和9年7月28日

	区分 (条例第3条)	氏 名	所 属	役 職
1	1号委員 子どもの保護者	永井 雄基	丹波市PTA連合会	常任委員
2	1号委員 子どもの保護者	瀬川 勝康	認定こども園いくさと保護者会	会長
3	1号委員 子どもの保護者	土井 好伸	認定こども園わだ保護者会	
4	2号委員 子ども・子育て支援 事業に従事する者	足立 映美	NPO法人 Tプラス・ファミリーサポート	副理事長
5	2号委員 子ども・子育て支援 事業に従事する者	小田 敏治	児童養護施設 睦の家	施設長
6	2号委員 子ども・子育て支援 事業に従事する者	井尻 宏幸	社会福祉法人 丹波市社会福祉協議会	事務局次長
7	3号委員 識見を有する者	石野 秀明	兵庫教育大学大学院	教授
8	3号委員 識見を有する者	加納 史章		
9	4号委員 公募による市民	前川 進介		
10	5号委員 教育・保育施設 関係者	永井 優子	丹波市保育協会	
11	5号委員 教育・保育施設 関係者	芦田 公世	丹波市保育協会	
12	5号委員 教育・保育施設 関係者	大野 亮祐	丹波市認定こども園協議会	会長
13	6号委員 市長が必要と認 める者	堀 博文	丹波市小学校長会	会長
14	6号委員 市長が必要と認 める者	増南 文子	丹波青少年本部	副本部長
15	6号委員 市長が必要と認 める者	吉田 一樹	丹波市民生委員児童委員連合会	監事
16	6号委員 市長が必要と認 める者	臼井 里佳	丹波市愛育会	会長
17	6号委員 市長が必要と認 める者	乾 美葉	丹波市商工会	主事
18	6号委員 市長が必要と認 める者	秋山 直弘	柏原公共職業安定所	所長

令和８年度 丹波市子ども・子育て会議 事務局職員名簿

	部 署	役 職	氏 名
1	福祉部	部長	高見 英孝
2	福祉部 社会福祉課	課長	畑田 喜代美
3	福祉部 こども福祉課	課長	上野 奈美
4	福祉部 こども福祉課 子育て支援係	副課長兼係長	足立 和哉
5	福祉部 こども福祉課 家庭児童相談係	係長	堀内 勲
6	福祉部 こども福祉課 母子保健係	係長	荻野 あゆみ
7	福祉部 こども福祉課 子育て支援係	主事	三森 楓恋
8	教育部 学校教育課	課長	小森 真一
9	教育部 こども育成課	課長	西山 健吾
10	教育部 こども育成課 アフタースクール係	係長	澤瀉 良孝
11	教育部 こども育成課 認定こども園係	係長	足立 沙織
12	ふるさと創造部 ふるさと定住促進課	課長	大西 万実

○丹波市子ども・子育て会議設置条例

平成25年 9 月30日

条例第41号

改正 令和元年12月24日 条例第21号

令和 5 年 6 月27日 条例第19号

令和 6 年12月25日 条例第41号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）
第72条第1項の規定により、丹波市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に規定する事務を処理する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者

(4) 公募による市民

(5) 教育・保育施設関係者

(6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総括し、子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員の互選によって定める。

5 部会長の職務及び部会の会議については、第5条第3項及び前条の規定を

準用する。

(関係者の出席等)

第8条 会長又は部会長は、子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者を出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、福祉部において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期については、平成27年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

(丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年丹波市条例第41号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和元年12月24日条例第21号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月27日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年12月25日条例第41号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【参考】子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） 抜粋

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。